

地名「三陸地方」の起源に関する地理学的ならびに社会学的問題

—地名「三陸」をめぐる社会科教育論 (第1報) —

米地文夫*・今泉芳邦*

(1994年6月30日受理)

はじめに

著者の一人米地 (1991, 1993 a, 1994) はこれまで、北上平野 (盆地)、北上山地 (高地) および奥羽山脈などの自然地域名称を中心に、これらの名称の自然地理学的意味や地理教育上の問題点などを取り上げて検討してきた。一方、今泉 (1984 など) はいわゆる三陸海岸の漁村の社会学的研究を進めてきた。また、両名らは共同して三陸海岸の漁村社会と地形など自然との関係についての研究 (今泉・米地・池田 1994 など) および地名の社会学ならびに社会科教育学に関する研究 (今泉・米地 1994) も進めている。

今回取り上げる地名「三陸地方」は、前述の三つの自然地域名称とは異なる性格をもつ。すなわち、「三陸地方」という地域名称の問題は、近代日本社会のなかで地域がもつ意味や、現代社会における地名が地域イメージの形成に大きな役割を果たしていることと関わって、興味深い問題を内包する。また、地理教育ないしは社会科教育に関していえば、現実の社会においては、地名「三陸地方」は普通に使われているにもかかわらず、学校教育の場では、ほとんど使用されていないという特異性を取り上げた。

I. 地名「三陸地方」の地名学的性格

1. 固有名詞部分「三陸」の性格

山口 (1967) はすべての地域は自然地域と文化地域とに二分される、とし、したがって、すべての地名も自然地域名と文化地域名とに区分される、とした。文化地域として同書で主に取り上げられているものは、行政区域名と歴史地名である。(山口はこの両者の関係については触れていないが、重なり合うもの=すなわち歴史的行政区域名とそうでないものがあるようである。)

三陸については東北の歴史地域名称を示す図 (図1) において、三陸海岸 (地方) とあり、三陸海岸も三陸地方もともに歴史地域名であるとともに文化地域名であると山口はみていることがわかる。

しかし、筆者らは「三陸」が、この文化地域名もしくは文化地域名称 (山口 1958) という範

* 岩手大学教育学部

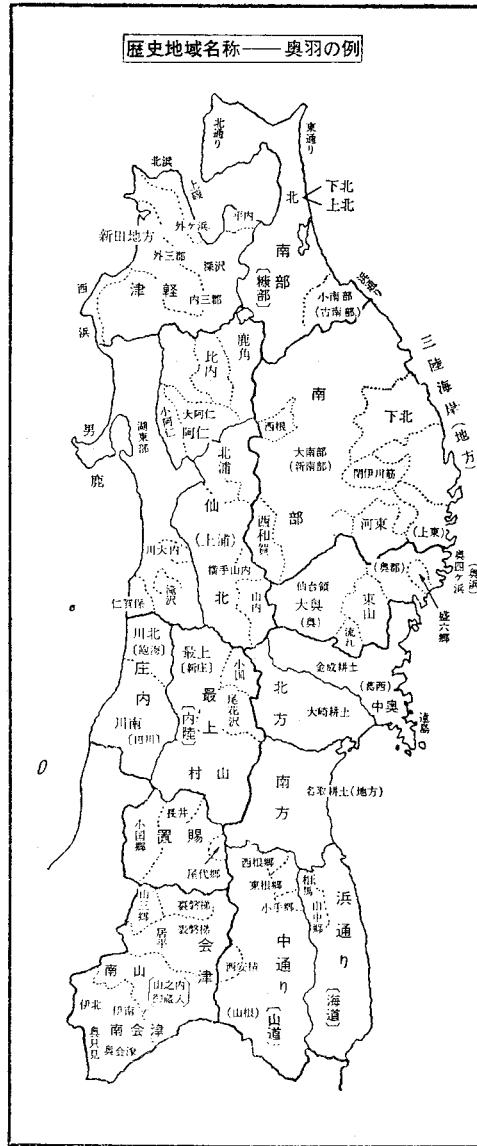


図1：東北の歴史地域名称，山口恵一郎（1967）による

疇にはいるか否かについては疑問をもった。そして、仮説として「三陸」は社会的地名というべきもの、つまり筆者らの分類の「社会地域名称」ではないか、と考えた。一方、現在、社会科学ないし地理教育の場における「三陸」の扱いは、「三陸海岸」や「三陸沖」など自然地名ないしは自然地域名称としてのものが多い。

筆者らが仮説として考えた地域名称の分類では、次の三種となり、「三陸」も、この三つの分類項目のいずれか、もしくはそれらの複合したものになると考えた。

自然地域名称

社会地域名称

行政地域名称

以下の議論は、この仮説の検証でもある。

2. 海岸と「三陸地方」との関係

さきの図1には海岸地域を示すものとして、津軽の西浜、北浜、上磯、いわゆる小南部の浜通り、以上陸奥、奥四ヶ浜（奥浜）、遠島、以上陸前、なども記入されている。

筆者らはこのような海岸の地域を示す地名は、山口のいう文化地域名（筆者らの分類では「社会地域名称」）であるが、それとともに自然地域名である側面も持ち、特に成立の新しい地名「三陸地方」の場合は、後述のように津波という自然災害と深く関わっているものなので、自然地域名としての性格も帯びたものと考えられる。

筆者の一人米地（1993b）は、江戸時代までの日本人には、国内の山々の連なりに山脈という概念を与えることは殆ど皆無であった、とした。それは、平野部を除けば広域的な自然地域名がほとんどなかったと、自然地域名称一般に拡げていえるのではないだろうか。したがって海岸についても、小規模なものを浜、浦、磯などと呼ぶことはあっても、「○○海岸」として広い範囲を指すことはなかったといえよう。まして、住民にとっては「○○浜」や「○○浦」の住民という意識はあっても、のちの「三陸海岸」のような広い海岸地方の中に住んでいるという意識はなかったものらしい。（近代においては、例えば「湘南海岸」などという地名が、浜や浦に当たるものにつけられる場合があるが、スケールの違うものなので、ここでは扱わない。）

すなわち、自然的には一括できるような長い海岸線に沿う地域の住民の間には、小さな浜や浦の漁村社会への帰属意識はあっても、その長い海岸を包括する地域社会はほとんど成立しておらず、そのような社会に帰属しているという意識は希薄もしくは皆無であったといえよう。

3. 構成と広がりによる地域名称の分類試案

筆者らは、地域名称はその構成と広がりによって次のように分類できると考えている。

S：単一地域名称

S-1：全域カバー型 例えは出羽国

S-2：局地型 例えは出羽山地

P：複数地域名称

P-1：全域カバー型 例えは奥羽地方

P-2：局地連結型 例えは奥羽山脈

単一地域名称とは、一つの地域名称のみが冠せられたもので、そのうち全域カバー型は、その単一の地域全域を意味する名称である。例えば出羽国がそれである。局地型は例えば出羽山地のように、本来の「出羽」国の一部について用いられるものである。複数地域名称とは、二つ以上の地域名を合わせ用いたもので、全域カバー型の例えば奥羽地方のようなものと、奥羽山脈や常磐炭田などの局地連結型すなわち、それぞれの地域の一部分ずつにまたがっているものがある。

このなかで、現在用いられている「三陸地方」はP-2：局地連結型に属する。しかし、はじめから、そのような地域名称であったのか、などについては、次章で検討する。

II. 地名「三陸地方」の起源と明治期の用例

1. 地名「三陸」の成立

他のほとんどの旧国名とは異なり、「陸中」など東北の各国名は新しく、明治元年十二月七日、それまでの「陸奥」国が、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五ヶ国に分割され、「出羽」国が羽前、羽後の二国に分かれた際にできた。「三陸」は、このうち陸前、陸中、陸奥の「陸」のつく三ヶ国から名付けられた新しい地名である。つまり近代の地名ということになる。このことは、あまり知られていない。例えば、岩手大学の学生に、この「三陸」という地名の生まれた時代を聞いてみたら次のようであった。

古代：8名
 中世：25名
 近世：40名
 近代：8名

計 81名 (1994年4月21日調査)

対象学生は教育学部の2～4年次学生で、社会科専攻ないし専修のものが、うち47名、正答率は他の学生の集団とほとんど変わらなかった。上記のように、「近代」と答えた者は一割弱であった。このことは、学生の知識の低さを示すものとはいえない。むしろ、一割程度の正解率でも、世間一般の常識からみれば、正解者が多いといえるであろう。なぜならば、古代以来、旧国名はほとんど変化せず、陸奥からの出羽の分離などの僅かな例外を除けば、いわば不変の地域単位であったから、国の名は古くからあり、それを纏めた呼び名が後世に生まれたと考えるものはあっても、近代に国名もそれらを纏めた呼称も生まれたとは考えられないという方が、むしろ常識的なのである。

ところが一挙に五つの国を増やすという大きな変革を、しかも戊辰戦争の終結後間もなく、まだ北海道には榎本政権が半独立的に存在しているような、新政府の体制すら整わぬうちに、このような改変を行ったのは、きわめて不自然である。

もちろん、それまでの陸奥や出羽は大きすぎたので、分割により他の諸国のサイズに近づいたことは確かではあるが、江戸時代の藩領の範囲は旧国のそれに合っていたわけではなく、例えば会津藩は陸奥と越後にまたがっていた¹⁾。国が大きくとも多くの藩に分ければよいので、実

際は支障はないはずだった。それを敢えて分けたのは、薩長に抵抗した諸藩への報復を行うための地固めだったと筆者らは推定している。この両国分割が公布された、その同じ明治元年十二月七日に、降伏した奥羽越後藩の各藩主への処断処罰が発表されているのは、偶然の暗合ではなく、連携した措置であったと考えられよう。

薩長が戊辰戦争の敵の元凶と目したのは、薩長と敵対した会津、庄内と、列藩同盟の中心として、結局はこの両藩を支えようとした仙台、米沢の、計四つの藩である。陸奥と出羽の両国の中ほどにある庄内と仙台的穀倉地帯を分割するために、庄内平野を最上川で二分し羽前と羽後に分け、仙台藩の北部の豊かな地域を陸中に入れ、南端部を磐城に割いた。庄内藩の城下町鶴岡から命ともいふべき港町酒田を奪い、仙台からは北部の文化や経済の拠点であった水沢と一関、および列藩同盟の首都的役割を果たした白石を引き裂こうとしたのである。このとき、伊達藩領のうち磐城国となった白石に、南部藩を滅封の上転封させたのは、藩処断と国分割とが対応していることを示す傍証ともいえる。

この国の分断と府県の設定とが連動するはずであったことは、その布告に読み取れる。

奥羽ノ二國ハ東陬ニ僻在シ曠漠遼遠ニシテ古来ヨリ王化覃治セズ、故ヲ以テ新ニ府県ヲ設置シ廣ク教化ヲ布キ、風ヲ移シ俗ヲ易ヘ、厚ク其ノ民ヲ撫育セントス、因テ陸奥國ヲ割テ磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥ノ五國ト爲シ、出羽國ヲ割テ羽前、羽後ノ二國ト爲ス

その後の経過は、必ずしもその意図通りにはならなかったものの、結局仙台藩北部は岩手県になった。すなわち、不自然な旧国の分割とは、あまり関わりのない形で、県域の変更が続いたが、明治9年にほぼ現在の県域が確定し、結果として、奥羽両国の分割の形（7ヶ国）に近い形の6県になる。その間、不自然な境界は、かなり是正はされたものの、岩手県と宮城県の県境はやはり不自然な形に残った。古来、一連の地域であり、地形的にも連続する両磐井と栗原、登米との間に国境、さらには県境が引かれたのは、薩長政府による仙台藩に対する敵意に満ちた処置の結果であったのである。他方、会津と米沢は、ともかく、その奥羽両国の端に位置していたため、この分割には影響されなかったが、最終的には県都となることはなく、このため、その後の発展は阻まれがちであった。

この旧陸奥の分割された5国のうち、陸前、陸中、陸奥の三つが三陸である。時に新陸奥と呼ばれる明治の陸奥は何と読んだのであろうか。「むつ」や「みちのく」と従来通り読まれたのは、ごく自然なことであろう。1871(明治5)年発行の小学校向けの地理教科書『瓜生氏日本國盡 卷一』の地図にはいわゆる新陸奥に「みちのく」とあり、Satow & Hawes(1884)の旅行ガイドブックには“Mutsu”とある。

ところが、官庁用語としては、「りくおう」と呼んで旧陸奥と区別したらしい。東京が明治のはじめ「とうけい」と呼ばれることが多かったように、当時は行政地域には幾つかの読みが併用されていた例が少なくない(現在でも国名が「にほん」と「にっぽん」の二つを用いているのは、双方が残った例²⁾である)。「りくおう」とある例は『大日本帝國地産要覧図』で、農商務省地質局が1889(明治22)年10月に刊行した農業地図帳である。この官製の欧文入りの国別地図にRIKUO(図2)とあり、他の各旧国名が正しくローマナイズされて書かれていることからみて、この綴りは間違っただけのものであるとは思えない。誤って「りくおう」を、従来の読みの「むつ」や「みちのく」にしてしまうことがあっても、その逆に、これまでは無かつ

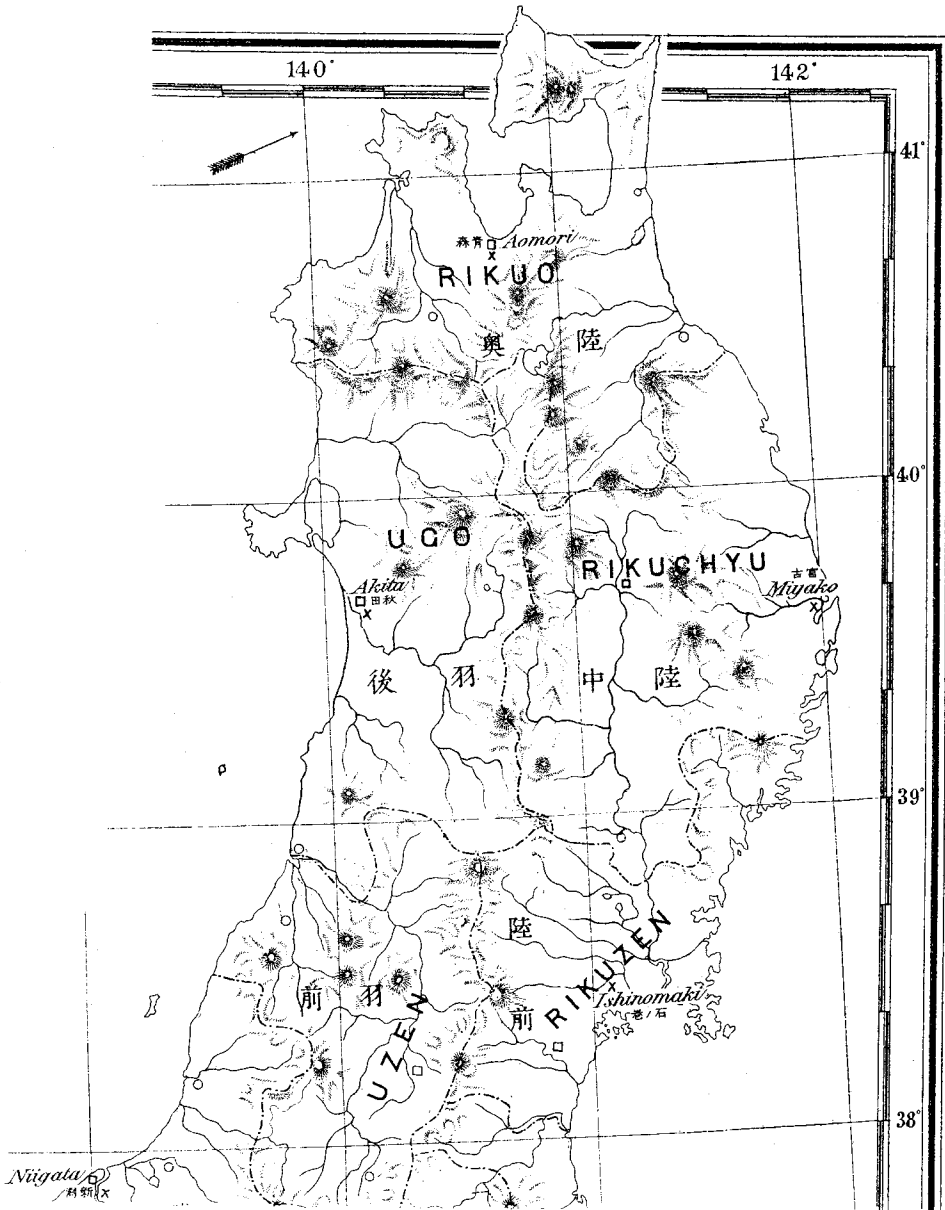


図2：「大日本帝国地産要覧図」(農商務省地質局 1889)
 の中の図「III 潮流及測候所」にみられる RIKUO

た読み間違えることはありえない。

この「りくおう」の読みを支持したのは吉田東伍の『大日本地名辞書』である。

今の陸奥は、古の陸奥の北端の偏地なり、且、陸前、陸中と並び立てられしなれば、宜くリクア
ウと訓むべし。ミチノクムツの古言を以て、新城に称呼するは、名同くして其実を失ふの憾あり。

と論じ、陸後（りくご）とするのが、最も適切だという説も付している。

したがって、三陸は文字ばかりでなく、音も三リクが揃っていたのであった。しかしその後は、やはり長い間の読みの「むつ」のみに戻ってしまう。

「三陸」の名が冠されたものとしては、三陸巡察使（これが正式の呼び名であるが、江戸時代の幕府のものと同様に巡見使と呼ばれたこともある）に関わる用例が最も早い使用例ではないかと思われる。太政官日誌53によれば、この種のものとしては岩代国巡察使に輔相からの達書の記事が明治2年5月に出ているが、「三陸」に対しては明治2年6月15日づけの達書があり、その中で、「三陸の地は去年兵馬事起りしより今日に至り万民危疑、物情騒然、しかのみならず各藩においてもすこぶる紛紜、一定せざる所もこれある由」なので巡察使を派遣するというのである。岩代は会津藩領、三陸は主として仙台と盛岡の両藩の旧領のその後の実情の掌握と行政指導を意図したものと考えられる。

具体的には、渡辺民部大丞と加藤庶務大佑とが三陸地方を巡視した。その報告に基づいて、北上川流域を主たる対象地域とする三陸会議が1870(明治3)年11月13日～17日に開催され、民部省からの指導官が出席した。登米県庁に集まったのは、盛岡県、江刺県、胆沢県、一関藩、登米県、仙台藩、の4県2藩であった。三陸協定が成立したこと、舟運を基盤とする石巻商社を三陸商社と改名強化したことなど、北上川流域を対象に三陸を冠する施策が協議決定された。しかし、旧陸奥のうちなぜ「三陸」のみが括られて、三陸会議の対象となったのであろうか。またなぜ北上川流域の地域のみが集まったのであろうか。これはもちろん、薩長のいう朝敵のうち、その中心的役割を果たした仙台藩と、降伏が諸藩中最後になった盛岡藩の旧領地域を、掌握しようとしたからである。それに加えて、五ヶ国全部では広すぎ、さりとて国単位では狭すぎることもよるものであったろう。もっと具体的にいえば、北上川流域を二分する陸前・陸中の区分が不合理であることを政府自らが感じ取ったため、北上舟運の中継点である登米で会議を開いたことは、それを裏付ける。

これ以外にも「三陸」が行政的に用いられたことは確かだ、例えば明治3年6月の大蔵省の府県管轄内贖模楮巡察、つまり贖札を取り締まるための巡察に関する文書には「三陸、両羽、磐城、岩代、上野、甲斐、信濃等ノ地ハ生絲蠶卵ヲ賣買スル」云々とある。

このように「三陸」はまず行政地名として用いられ、全域カバー型から、ごく初期に局地的に限定された用いられ方（局地連結型）に移行したのである。なお、このとき、「三陸」は、決して海岸のみの地域名ではなかったばかりか、むしろ内陸中心の呼称であったことが注目される。

これに対して「両羽」は、旧出羽を示すものとして全域カバー型のかたちで用いられることは稀で、両国にまたがる山形県地域あるいは庄内地域を呼ぶ異名ないし雅号として用いた例が多かった³⁾。

このように地名「三陸」が、旧朝敵の地域としての「三陸」・行政地域として生まれた訳であ

るが、その意味の「三陸」の時代は、ほぼ明治前期、1895年以前がこれに当たると言うことができる。この時期は北上川に沿う内陸部が「三陸」の中軸であったところということができ、「三陸」が全域カバー型と局地連結型との双方の性格であった時代でもある。

総じてこの時期の初期以外には、文書、新聞などに「三陸」という地名は、ほとんど見当たらない。行政地名として用いられた「三陸」は、あまり使用されることのないまま、忘れられようとしていたのであろう。

2. 明治三陸大津波被災地域としての「三陸」・新聞用語としての「三陸」の登場

1896(明治29)年6月15日の明治三陸大津波は、日本の近代における自然災害の歴史の中でも、関東大震災と並ぶ最も悲惨なものの一つであった。死者・行方不明者の総数には諸説があるが、岩手県下で約1万8千名、宮城県と青森県で約4千名、計2万2千名という大惨事であった。

当時の新聞・時事新報には、初め「東北の海嘯(つなみ)」として報じられる(明治29年6月17日)が、のち「今回の海嘯(つなみ)は、三陸の沿岸を去る遠からざる海中において大地震ありしたため」・「海嘯の区域は三陸の海岸もっともはなはだしくして」(同年6月19日)、「三陸災害の原因にはわかんに定め難し」・「今回三陸沿岸の地方に起りし大津浪」・「三陸地方の大津浪」・「三陸沿岸地方の大津浪」(同年6月21日)、「三陸被害地の海岸」(同年7月19日)と、三陸を冠して被害地域などを示した。

このうち「三陸」と呼ばれるようになる八戸以南、牡鹿半島以北の地域は、実はこの津波の劇甚被災地の範囲と一致する。すなわち、「三陸」が、第一に海岸を指し、第二に太平洋岸を指し、さらには北上山地の東側に当たる岩石海岸部を指す、というような明らかに地域的に限定された範囲を称するようになるのは、この明治三陸大津波からなのである。

この筆者らの「三陸が海岸地方を指すようになってゆく端緒は、明治三陸大津波であった」という仮説は、地元の人の間には、この被災地域全体を一つの名で呼ぶ伝統はなかったと考えられるからであり、新聞が「三陸の大海嘯」と呼び、「三陸」を限定的に用い始めたのに対し、地元へのこの語の浸透はおそかったようである。地元のみならず、津波関係以外の出版物の場合も、この地域的に局限された用例は、この段階では多くはない。

1901(明治34)年の『帝国物産地誌』(井原儀編)には

北東地方ハ屈曲出入甚シク牡鹿、松島両灣ノ外ハ、狭小ナル港灣ヲ有スルノミナレドモ…

と書かれ、他の箇所でも松島以北東岸などと記されている。この『帝国物産地誌』の産業に関する部分では「海參⁴⁾ハ北海道、三陸地方に多シ」とか、「昆布ハ北海道ノ特産ニシテ…(中略)…内地ニハ三陸地方ニ多少コレヲ産スルノミ」とあって、沿岸地方を指すようにもとれるものの、一方では「栗ハ…(中略)…東北地方即三陸、両毛及丹波、但馬、石見ヨリ、ソノ良材ヲ出セリ」とあって、実は三国全域を指している用例もある。おそらくは全域カバー型の三陸地方から局地連結型の三陸地方への移行期にあることを示しているのであろう。

田山花袋は、1911(明治44)年発行の『新撰名勝地誌 東山道東北部』の中で、

交通の便なきが為め全く旅行家より閑却せられたるは、三陸(陸前、陸中、陸奥)の海岸なり。

されどこの海岸記すべきことなきにあらず、風景またすぐれたる處多し。

とあり、その後の記述の中で、「明治二十九年三陸の海嘯」「三陸海嘯」などと言及している。なお、この書は国ごとに章がたてられているが、陸前の章では「本吉、気仙沼両郡地方（東濱街道）」という節になり、陸中の章では沿岸地域「濱街道」の節で記述している。

このように、地名「三陸」が再び、その指す地域を限定的にして多用される時期は、明治三陸大津波に始まったのである。すなわち、1896（明治29）年の明治三陸大津波の後、地名「三陸」の範囲の局限化が進み、北上山地の太平洋沿岸が「三陸の海岸」として社会的に知られてゆく。この時期は、明治後期に相当し、1896年に始まり、1912年頃まで続いたとすることができる。

この後の、主に「三陸海岸」としての地名「三陸」の変遷の問題は、次報（第二報）において論ずる予定である。

III. 地名「三陸地方」の社会学的考察

1. 地域社会としての「三陸地方」の認識が定着したか否かの問題

「三陸」という地名が定着したのに対して、地域社会としての「三陸地方」の認識は、いまだに明確には定着していないのではなかろうか。

地域社会とは、例えば生活圏、通勤圏、観光立地圏など一定の地域的な範囲において形成される地域住民の生活の「共同」を総称する。とともに、一般的には、市町村のような制度的に区画された住民自治の単位をも指している。さらには、「コミュニティ構想」と言われるような社会的連帯を構築する目標ないし理念を指して用いられる。

もともと、「三陸地方」には、より小さな単位である漁村社会が、主に生活、生産、自治の三つの機能を中核として、これらが一つの累積体としての自己完結的なまとまりを持つ地縁的な社会として存在していた。すなわち、漁業を中心とした生産、漁業権を共有し行使する自治などの機能をもつ共同体的地域社会として、多くの漁村社会があったが、「三陸地方」は、これらを合わせたものとしての有機的まとまりは、いまだに持っていないので、これを一つの地域社会とは、まだいえないであろう。さきの、生活の「共同」制度的に区画された住民自治の単位、「コミュニティ構想」のいずれも有していない。

戦後、観光地としての三陸が注目されるようになってから、広域観光の必要性などが指摘され、他方、生活が広域化してゆき、「三陸」住民的な意識は、ようやく生まれつつある過程にあるとよい。

現在は国立公園名称の問題として「三陸」を用いるか、否か、についての議論があるが、これは「三陸海岸」の問題でもあるので、次報（米地・今泉 1995 発表予定）で論ずることにする。

2. 地名「三陸地方」の社会学的意味

「三陸」という語は、本来は行政地域名称で陸奥・陸中・陸前全域を指す「全域カバー型」の用例のはずであった。しかし、行政地域名称としては、主として北上川流域を指すものとして一時期使用されたのみで、あまり一般的な呼称ではなかった。

しかし、明治三陸大津波を機に、報道の場で中央の新聞が用いたのが、局地的に被災地の海

岸地域に対する用例であった。これが「三陸海岸」を現在用いられているような、八戸以南、牡鹿半島以北に限定して用いる用例の始まりの時期であったとすれば、その後、水産業で三陸漁場などという用例が生まれて行く段階が、この局地的用例の定着の時期といえる。そして現在は観光の振興を主たる目的として、この局地的用例の強調の時期になったといえよう。

総称詞の「地方」や「海岸」に「三陸」を冠したものについて、これまで用いられてきた用例を挙げると次のようになる。

- 1) 広義の三陸地方（陸奥・陸中・陸前全域を指す）：全域的用例
- 2) 狭義の三陸地方（主に北上川流域を指す）：局地的用例（以下3～6も同様）
- 3) 狭義の三陸地方（八戸以南牡鹿半島以北の沿岸地方を指す）
- 4) （岩石海岸としての）三陸海岸（八戸以南牡鹿半島以北を指す）
- 5) 三陸リアス海岸（八戸以南牡鹿半島以北を指す誤用と宮古以南牡鹿半島以北を指す正しい用例とがある）
後者の場合は、実は三陸ではなくなり陸前と陸中だけの「二陸ないし両陸海岸」になる。しかし、「三陸」が地名として定着しているので、そのなかのリアス海岸部分という言い方が可能なのである。
- 6) 岩石海岸としての三陸海岸（八戸以南牡鹿半島以北を指す）と
三陸海岸南部のリアス海岸（宮古以南牡鹿半島以北を指す）の併用

現在は、この3～6の混用がなされているとあってよい。

つぎに、固有名詞部分のみの「三陸」もまた、一つの地名であるので、この地名の性格はいかなるものかと考えるべきか、を検討してみよう。

三陸という地名は、文化地域名称であると山口（1959, 1967）は述べた。しかし、これまで述べたように、筆者らの考察によれば、「三陸」というような地名は文化地域名称ないしは文化地名と呼ぶべきものとは考えにくいのである。もちろん「文化」という多義的で曖昧な用語は広義にとれば、使いやすい用語かも知れない。しかし、社会学でいう文化を採れば、ドイツ流の「精神的、理想的価値の実現」とか、「民族の生み出した最高の精神的所産」、などというとらえ方は無論のこと、英米流の、例えばクラックホーンの「共に働くことを学んだ人々の集団」である社会としたが、さらに「文化とはこのような人間の集団の一定の生活の仕方」であるとした⁵⁾、そのような定義の文化にも当てはまらないといえよう。

しかしながら、この地名「三陸地方」は文化とはいいがたいものの、「共に働くことを学んだ人々の集団」である社会の所産であることは確かである。したがって「三陸地方」とは、そもそもは一種の上からの「行政地域名称」であったが、しだいに「社会地域名称」となっていくのである。けれども、それは、日本社会全体から、ないしは、いわゆる中央からの「社会地域名称」であり、決して、下から、ないしは地域社会からの「社会地域名称」ではなかったのである。

明治新政府は、北上川流域の農業地域の統治のために「三陸」会議を招集した。その時代の日本の農業社会の一部としてのこの地域への新政府の対応の一つであった。やがて日本社会が工業化時代を迎えたとき、「三陸」海岸は津波と冷害の常習地で、わずかに水産業に活路をみいだす僻地となった。

第二次大戦前から戦中にかけて、「三陸」の名を冠する貨客船の会社である三陸汽船会社があり、塩釜港を基点として、三陸海岸を縫う航路を有していた。交通の不便な地域として、社会的には一体感の乏しかったいわゆる三陸地方を結ぶものとして、重要ではあったが、利用度は必ずしも高くなかった。三陸縦貫鉄道の必要性が叫ばれ、国道45号線の整備が進んだのも、裏返せば、三陸地方とは細々とした交通路で結ばれたのみの結合度の弱い地域であることの証拠でもある。しかし、その三陸縦貫鉄道も、ほぼ完成はみたものの、旧国鉄の経営悪化や民営化のあおりで、JR線に分断された形の三陸鉄道南リアス線と北リアス線があるなど、縦貫という実体は希薄である。

さらに脱工業化社会の時代、情報化社会の時代、あるいは余暇社会の時代といわれるものが到来するに及んで、「三陸」はマリンプルーの景勝に恵まれたリアス海岸という、プラス・イメージの地として、売り出そうとしてきている。

その結果、「三陸地方」という用語を、地域社会自体による地域づくり、例えば地場産業振興などのための地域イメージづくりに用いる、という視点ないし動向は、相対的に後退しているといえるのではないだろうか。かわって、中央の観光資本の導入などのための受け皿としての「三陸」が考えられがちである。

IV. 地理教育のなかの「三陸地方」

1. 地理教育への「三陸」の導入のおくれ

地理教育上に「三陸」が現れたのは意外に新しい。

明治のはじめの教科書、例えば『日本地誌略』文部省刊1874(明治7)年には、陸前、陸中、陸奥のそれぞれの大洋(太平洋のこと、なお現日本海は北海としている)沿いの部分に触れているが、三陸の名はない。大槻修二編『日本地誌要略』1877(明治10)年では、この地域の海岸の出入の多い地形を記載しており、陸前の牡鹿半島(同書では遠島とある)以北についてこう書いている。

遠島以北ハ、本吉・気仙ノ両郡ニシテ、其海岸ハ、陸中ニ互リテ、皆・断崖・危岬・相連リ、暗礁・巨岩・其下ニ並ヒ列ルモ、海底・水・深クシテ、舟行ノ害、少シト云フ

とさすがに、この地域に詳しい編者⁹⁾らしい正確な記述であるが、三陸地方ないしは三陸海岸の名はない。以下陸中、陸奥にも三陸の名はない。

そればかりか、その後の教科書などにも、三陸の語はほとんどみられない状況が続くのである。それはなぜであろうか。いまのところ、スペキュレーションに過ぎないが、三陸という言葉の方は社会ないし世間で使われている通称、俗的な呼び名と誤解され(「社会地域名称」として考えれば誤解ともいえない面があるが)、アカデミックでないと考えられたこと、旧国名は古い過去のものともみられていたこと⁷⁾、などのためではないだろうか。

第二次大戦の前まで、このような状況であった。例えば1933(昭和8)年の『師範教育 内外地理通論』(西田与四郎著、中文館発行)は師範学校用の教科書であるが、これにも「三陸」の語はない。リアス海岸の記述でさえ、「北上山脈の東岸・若狭湾岸・紀伊半島海岸・豊後水道の両岸・肥前半島等に発達するリアス海岸は…」とある。

終戦も間近な 1943(昭和 18)年発行の国民学校用の国定教科書『初等科地理 上』には、「仙台湾から北の海岸は、たいそう出入が多く、各地に漁港が発達してゐて、いわし・かつを・まぐろなどがたくさん取れます」とあって、「三陸」の名は載っていない。

「三陸」の名が、多用されるように変わるのは戦後のことである。ただし、その場合も「三陸海岸」という自然地理的な用語が使われるのが主であり、「三陸地方」という場合はほとんど無い。

2. 例外としての「三陸津波」

「三陸」という地名は、前記のように第二次大戦までは、地理教育の場ではほとんど使われていなかったものの、例外はある。それは「三陸津波」である。例えば 1901(明治 34)年発行の『小学地理補習 全』(新保警次著、金港堂刊)は、高等小学 4 年の地理補習に用いる教科書であったが、その第七章「火山、地震及ビ温泉」には次のように記されている。

地震海中ニ起ル時ハ海水突然トシテ陸地ニ上ル、之ヲ津浪又ハ海嘯ト云フ。近年ノ三陸海嘯ハ釜石邊殊ニ害ヲ被リ、死傷ノ數極メテ夥シク、實ニ古今未曾有ノ事ナリ

しかし、同書の中に、他には「三陸」の名はなく、本州の太平洋岸の海岸が屈曲が多いことを述べている中でも、三陸は挙げられていないし、海流や水産の項にもない。1896 年に起きた津波から 4 年余りしか経ていない時点の刊行物であるから、当然ともいえるが、新聞の使った「三陸大海嘯」が定着したものの、この時期にも、同じく災害を伝えた新聞が用いた「三陸地方」や「三陸海岸」の語は、地理教科書に登場していない点が注目される。後述するように、「三陸海岸」は、主に第二次大戦後に教科書に登場するようになり、「三陸地方」は、その後ほとんど取り上げられない。

3. 学校教育と生涯学習における地域名称「三陸地方」の意味

以上のことから、地域住民にとって「自分たちが三陸地方に住んでいる」という意識は、今なお真に定着にはしていないし、学校教育の場でもほとんど用いられていない、といえる。地名「三陸地方」が本当に地域の人々の地名となり、真の地域社会の地名となりうるかどうか、それは地域社会の今後のありかたにかかわっている。生活圏、経済圏が広域化してゆくなかで、人々が地名「三陸地方」に当たる地域に共に住んでいるという連帯意識をもつようになるのか、あるいは、単なる便宜的イメージ的地名あるいは観光的地名といった性格のままであるのか、それは予測できない。

米地(1993c)は、人々が自分の住む地域を学ぶ学を「自地域学」と呼び、これを学校教育の場の社会科教育における身近な地域学習の延長線上に位置付けた。もし、「三陸地方」の人々が、生涯学習の場でも地域社会の人々が地域について深く学び、人々のアイデンティティを創りあげてゆく過程で「三陸地方」が認識されてゆくならば、「三陸地方」が真の社会地名となってゆくことができるであろう。言い換えれば、「三陸地方」の「自地域学」が成り立ち得るほどに、この地域における「一つの地域社会としての認識」と、その地域に対する知的関心とがあるならば、社会地名「三陸地方」は地域のものとして存在しているのである。

おわりに

「三陸地方」という地名が、実は成立が新しく、しかも、本来は内陸地方を中心に、広い地域を指した行政地域名称であつたものが、明治三陸大津波を機に、太平洋岸の岩石海岸地方のみを指すように変わったことが、明らかになった。

「三陸地方」という地名は、地元で認識される以前に、中央の行政機関や報道機関が、いわば勝手に命名した「行政地域名称」や「外からの社会地域名称」であつた。地元住民に意識されて「内からの社会地域名称」になってゆくのは、後日のことであり、現在でも、なお「内からの社会地名」としては、十分に意識されているとはいえない面もある。地理教育ないし社会科学教育の面では、この種の地名は、「自然地域名称」的性格と結び付く場合以外は、ほとんど用いられていない。一見、地名として良く知られ、地元住民の意識や地域社会の場においても定着しているように思われ、地理教育においても使用されていそうな地名「三陸地方」が、実際には住民の認識などに問題があり、地理教育用語としても確かなものとはなっていない、地名としては、まだ熟していない面があるといえよう。

一方、いわば仮説として、はじめに掲げた

自然地域名称

社会地域名称

行政地域名称

と、地域名称を三つに分類するという観点については、次のように言うことができる。「三陸」のような地名の研究には、このような三分法が有効であることが検証されたが、それと同時に「社会地域名称」を「内からの社会地域名称」と「外からの社会地域名称」というように二分する必要もあることがわかった。

次報（第二報）では、明治三陸大津波以後の、海岸としての「三陸」の問題についての詳細を論ずることとする。とりあげる地名「三陸海岸」は、地理教育用語としても定着しつつあり、地名「三陸地方」と比較しつつ論ずる予定である。

注

- 1) この越後分である東蒲原郡は、1887(明治20)年に福島県から新潟県に割かれる。
- 2) 後述する三陸会議開催地の登米も「とよま」と「とめ」の両者が残り、現在は前者は町名など、後者は郡名など、に用いられている。
- 3) 局地連結型的名称として、「両羽銀行」(現山形銀行、羽前に加えて羽後飽海郡つまり山形県をエリアとする営業をしていた)や「両羽橋」(最上川にかかる橋で羽後と羽前を結んでいた)などをはじめ、新聞(明治17年ごろ酒田で発行された「両羽日々新聞」や明治23年ごろ山形市で発行された「両羽日報」など)や会社(山形県で二番目の発電を白岩で行った「両羽電気紡績会社など)の名に用いられた例がある。いずれも山形や酒田などを中心に、山形県ないし庄内地方を対象とする意識で命名されている。
- 4) 海參(いりこ)はナマコ(腸を抜いたもの)を茹でて干した加工品、中華料理用に高価なものとして中国へ輸出されていた。
- 5) この文化に関する記述は、概ね『社会学辞典』(有斐閣1958)のなかの日高六郎の記載に拠

っている。

- 6) 大槻如電(通称修二, 本名清修)は, 大槻磐溪の長男, 文彦の兄で, 1872(明治5)年から, 文部省で各種の著述を行うが, 三年後隠居, 自由な文化人として生きる。文芸一般に秀でていた。いわゆる大槻家江戸別家の一族であるが, 大槻家の故郷である現岩手県南部についても熟知していた。
- 7) 第二次大戦が激化し, 空襲が頻繁になったころ, 敵飛行機の動静を伝える軍管区情報の地名が県の名から旧国名に変わったことがある。そのときの説明では, 敵に傍受された場合, 古い地名なら理解できないだろうという, 今から考えればナンセンスな理由であった。このことは, 旧国名が当時, 鉄道の駅名などの少数例を除けば, ほとんど使用されていなかったことを示している。

文献

- 井原儀編(1901):『帝国物産地誌』.春陽堂.398.
- 今泉芳邦(1984):明治時代の漁業(一)・(二).漁村社会.岩手県発行,『岩手県漁業史』.140-161.292-317.
- 今泉芳邦・米地文夫・池田綾子(1994):社会と自然の関係をどうとらえるか—三陸海岸の場合—.『岩手県社会科教育研究』.3輯.(編集集中)
- Satow, E. M. & A. G. S. Hawes (1884): Handbook for Travellers in Central & Northern Japan. 2nd Ed. John Murray. London. 586p.
- 田山花袋(1911):『新撰名勝地誌東山道東北部』.博文館.634.
- 脇水鉄五郎(1936):『日本風景誌』.河出書房.
- 山口恵一郎(1959):文化地域名称考II.『地理調査所時報』.23.44-47,66
- 山口恵一郎(1967):『地名の成立ち』.徳間書店.226
- 米地文夫(1991):自然地域名「北上盆地」と「北上平野」—地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(1)—.『岩手大学教育学部研究年報』.51巻.1号, 105-118.
- 米地文夫(1993 a):「北上山地」の呼称に関するターミノロジー. —地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(2)—.『岩手大学教育学部研究年報』.53. 1. 167-182.
- 米地文夫(1993 b):地理教育用語としての「山脈」と日常用語としての「山脈」—「竜脈」から「青い山脈」まで—.『季刊地理学』.45.167-170.
- 米地文夫(1993 c):生涯学習における「自地域学」と社会科教育における地理分野—生涯を通じて身につける学力とは何か—.『社会科教育研究』.69.35-44.
- 米地文夫(1994):地理教育の場への自然地域名『奥羽山脈』の定着過程. —地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(3)—.『岩手大学教育学部研究年報』.53. 2. 119-138.
- 米地文夫・今泉芳邦(1995 発表予定):地名「三陸海岸」の変遷に関する地理学的ならびに社会学的問題—地名「三陸」の社会科教育論(第2報)—(仮題).『岩手大学教育学部研究年報』.(投稿予定).

このほか,『大蔵省沿革志(上)』(明治前期財政経済史料集成 第二巻),『大日本地名辞書』(吉田東伍),『岩手県史 第六巻 近代篇1』(岩手県),『明治ニュース事典IおよびV』(毎日コミュニケーションズ出版部)などを引用・参照した。